

# 平成27年度第2回印西クリーンセンター環境委員会

## 会議録（概要版）

1. 期 日 平成27年9月5日（土）午前10時から12時まで
2. 場 所 印西地区環境整備事業組合3階大会議室
3. 委員出欠状況  
☆甲（10名中 10名出席）☆乙（28名中 20名出席）☆傍聴者 なし ☆事務局 2名

## 会議次第

1. 開会
2. 議長選出（乙側委員）
3. 議事録署名人の選出
4. 議 事
  - (1) 印西クリーンセンター操業状況について
  - (2) 次期施設計画及び現施設の延命化工事の進捗状況について
  - (3) 印西クリーンセンター周辺臭気について
  - (4) 印西クリーンセンター緊急時対応マニュアルについて
5. その他
6. 閉会

### 配付資料

- ・平成27年度第2回印西クリーンセンター環境委員会 委員名簿、席次表
- ・報告事項1 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について
- ・平成27年度搬入車両数と搬出車両数・・・・・・・・・・（資料1）
- ・印西クリーンセンター放射性物質に関する報告・・・・・・・・（資料2）
- ・次期施設計画・印西クリーンセンター延命化工事進捗状況・・・（資料3）
- ・印西クリーンセンター周辺臭気について・・・・・・・・・・（資料4）
- ・平成27年度印西クリーンセンター周辺臭気調査業務委託報告書
- ・印西クリーンセンター緊急時対応マニュアル・・・・・・・・・・（資料5）
- ・自治会側から事前に提出された「平成27年度第2回環境委員会議題」の写し・・・（資料6）
- ・自治会側からの質問事項に対する回答書・・・・・・・・・・（資料7）

【事務局から】 今年度は新たに桜台12番街自治会と協定を締結し、本委員会は35の町内会自治会になります。

## 4. 議 事

### 議題（1）【印西クリーンセンター操業状況について】

#### 表－1（平成27年6月～7月ごみ搬入量、焼却量）

- ・平成27年6月のごみ搬入量は4,001トン（うち事業系1,029トン）、ごみ焼却量は4,028トン。
- ・平成27年7月のごみ搬入量は3,984トン（うち事業系1,060トン）、ごみ焼却量は3,779トン。

#### 【平成27年度排出ガス測定（ダイオキシン類）】

#### 表－2（排出ガス測定）

- ・有害物質（ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素及びダイオキシン類）については、1号炉（測定日平成27年6月22日）、2号炉（測定日平成27年6月22日）の測定を行いました。値については全て協定値の範囲内でした。

#### 表－5）臭気濃度測定

- ・臭気濃度測定を煙突出口で平成27年6月5日に行い、測定値は目標値以下でした。

#### 表－9）ごみ質分析

- ・ごみ質分析（測定日平成27年5月18日）紙類38.3%、厨芥類16.0%、布類5.0%、草木類5.9%、プラスチック類26.1%、ゴム類1.5%、金属類1.8%、ガラス類0.4%、セト物、砂、石0.7%、その他4.3%です。水分40.6%、見掛比重が0.115kg/ℓ、低位発熱量については2,532kcal/kgでした。

#### 【搬入車両数と搬出車両数】

### (平成27年6月～7月搬入車両数)

・平成27年6月3,921台、7月3,852台、4月から7月までの累計で15,540台、前年同期と比べ8台増、0.05%増となっています。

### (平成27年6月～7月搬出車両数)

・平成27年6月149台、7月130台、4月から7月までの累計で552台、前年同期と比べ34台増、6.56%増となっています。

### 【印西クリーンセンター放射性物質に関する報告】

印西クリーンセンターの放射性物質に関する報告について、放射性物質の測定結果は直近7月、飛灰が730ベクレル/kg、主灰が218ベクレル/kg、排ガス中の放射性セシウムの測定は月1回検査を行っており、これまで検出されたことはありません。空間線量の推移について、印西クリーンセンターの敷地内と敷地境界、計9地点で週1回測定しており、そのうち第2地点、第3地点、第4地点、第6地点の4地点の月平均、東西南北というような意味で4地点の月平均値を載せています。直近7月の測定平均で一番高いのは、東側、第6地点の0.12マイクロシーベルト/hでした。焼却灰の処理状況について、第1回の環境委員会で報告したときの状況と変わりありません。基準値以下のものについては、民間処理施設での資源化、当組合最終処分場での埋立て処理を行っています。また当初発生した基準値を超えた指定廃棄物は一時保管を継続しています。

### 【質疑応答】

質疑なし

### 議題(2)【次期施設計画及び現施設の延命化工事の進捗状況について】

次期施設計画及び現施設の延命化工事の進捗状況について、それぞれの委員会での審議状況を報告します。

施設整備の検討委員会では、施設の基本的な事項となる一般廃棄物の処理方式、システムフロー、これらの決定に向けての現地調査、処理方式の異なる先進稼働施設の視察、プラントメーカー各社へのアンケート調査などを行い、調査、審議を重ねてきました。これらの内容を踏まえ、9月開催の次回会議で処理方式についての決定に向けた審議を行う予定となっています。また、あわせて処理方式の決定後には具体的な施設の配置計画や雨水排水計画、造成計画、幹線道路からのアクセス道路の位置、ごみ焼却から発生する蒸気熱量の発電によるエネルギーバランス、これら施設の建設から管理、運営に至る事業方式、煙突の高さや施設の外観などの審議を年度末に向けて行います。

続いて、地域振興策検討委員会では、次期施設である清掃工場を起点とし、周辺地域の活性化に係る骨格をつくり上げていくため、(1)地域に求められる将来像、(2)地域の魅力や優位点、(3)地域の課題等について、地域振興策メニューの抽出を主として、調査、審議を重ねてきました。これらの内容を踏まえ、地域振興のまとめ方を確認しながら、次回会議以降で抽出された地域振興策メニューを複合的に組み合わせることで、より発展的な振興策となるよう、審議を行います。

以上のように2つの委員会のこの8月までの会議で、委員で共有する現状など、基礎資料の提供等を中心に会議が進行され、今後は、それぞれの委員会で具体的な審議に入っていく予定です。

続いて延命化工事計画において、延命化、基幹的設備改良工事計画の説明をします。

印西クリーンセンター延命化の必要性について、延命措置を施さなかった場合の想定として、印西クリーンセンターは、稼働開始から30年を経過し、毎年定期修繕は行っていますが、定期修繕では対応不可能で、経年劣化が進行している機器、それから製造中止により入手困難な機器があります。特に焼却炉の燃焼制御を行っているコンピューター機器は、オーバーホールを実施し、平成30年度までの特別延長保証を確保しています。しかし、平成31年度以降は保証がないため、故障の際に長期間のごみ処理の停止が懸念されます。このまま毎年定期修繕だけで対応した場合、耐用年数を過ぎて稼働している機器が多いので、故障する可能性が高く定期修理にて部分補修をしているものの、部分補修では限界があり、機器更新が必要になります。

延命対策の必要性の検討結果ですが、稼働から30年経過する現在まで、毎年実施している定期修繕で稼働停止に至る故障や事故は、今までは起きていません。今後、経年劣化が進行することで、定期修繕では対応できない事態や機能低下を招く故障が想定されます。また、次期施設整備も同時に進行しております。延命措置に関して、工事後15年、20年の稼働目標とするのではなく、次期施設稼働までのつなぎ的な措置としての実施を考えています。

次に、延命化対策の経緯について説明します。

まず、平成24年度ですが、次期施設が用地からの選定となったことで、全国的な事例でも新施設が稼働するまでには10年以上の事業期間を要しています。ごみ処理を停滞させることができないため、現施設の延命化が喫緊の課題となり、機器の状態を含め機器等詳細調査を実施しました。

平成25年度には、ごみ焼却施設等長寿命化計画書を策定し、長期に施設を安全かつ適正に稼働させるために、

主要な機器の更新を含めた延命化工事が必要との結論に至りました。

平成26年度は、次期施設における用地選定の進捗に大きな前進があり、発注していた機器類の仕様内容について、次期施設の早期稼働を踏まえ、延命化工事後の稼働期間を幾つか想定した上で、事業費と故障リスクのバランスを考慮し、機器類の更新について変更内容の指示をコンサルに行いました。これにより、稼働期間が10年以上と10年で交付金対象とした基幹的な改良工事を施す二案と、稼働期間を7年以内として交付金を活用しない大規模修繕案の三つをシミュレーションして、安定的な稼働と構成市町の財政状況など、相対的に勘案した上で、交付金を活用し、稼働期間10年とした案を最もバランスのとれているものと考察し、最終方針として決定しました。これらの決定により、当初計画では概算額40億円以上の計画としていましたが、最終方針案では約23億円まで縮小しました。

今年度は、住民への説明会を8月2日に実施し、現在工事発注に向け、事務を進めているところです。

先ほど説明いたしました三つのシミュレーションの内容ですが、次期施設の稼働時期を現在の計画ベースで、平成40年度の稼働。それから、平成30年度以前までの稼働、平成41年度以降の稼働などを想定し、あわせて国の循環交付金制度が、CO<sub>2</sub>の削減率が20%から3%という条件に軽減され、工事後の稼働期間が10年以上と明確化された交付金の交付要件の見直しを受けて、この比較検討として、A、B、C案、3つの案を想定しました。

A案は、平成25年度に策定しました長寿命化計画をベースに、CO<sub>2</sub>削減率を20%から3%へ精査しました。工事後の稼働期間を10年以上と想定し、主要設備を更新するメニューとなります。プラント全体の性能保証条件、国の交付金とあわせ地方債制度を最大限活用して、工場の停止リスクを極力減らし、安定稼働を優先したものになっています。

次に、B案は、CO<sub>2</sub>削減率を同じく3%にして、国の交付金とあわせ地方債制度を最大限活用し、プラント全体の性能保証を求めることまではA案と同じですが、A案の更新設備をよりスリム化して、故障リスクは若干ふえるものの、費用負担額の削減を図っています。今後の定期修繕で対応できる設備は機器対象から外し、稼働期間を10年と見込んで安定稼働と経済性のバランスを考慮したものです。

最後に、C案は、稼働期間7年以内を見込んだもので、現在更新が必要な最小限度の設備更新になり、大規模修繕といった意味合いを持つもので、交付金対象には合致しません。単独費と地方債制度を活用するもので、事業費は一時的には削減できますが、最小限度の設備に限定しています。施設の停止、再度の大規模修繕、その際にごみを外部処理に委託するという大きなリスクと費用負担が発生する可能性が高くなっています。

各案の特徴を比較検討しますと、故障リスクはC案が最大で、A案が少なくなると想定しました。経済的には事業費は大きくなるものの、交付金や地方債制度を活用し、構成市町の支出を軽減できるのがA案、それからB案、その中でも次期施設の状況や安定稼働、財政的負担などを相対的に勘案し、組合の最終決定として、B案が最もバランスがとれていると考察しました。

次に、延命化（基幹的設備改良工事）の概要になります。先ほどの結果を、さらに工事発注に向けて詳細対象機器について検討しました。工事は、次期中間処理施設の稼働までの間、延命化対策として、基幹的設備改良工事を実施することを目的としています。方針として、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金及び地方債を活用し、劣化が進んだ主要機器を最新の機器に更新するとともに、機器の省エネ化、CO<sub>2</sub>の3%以上の削減、これらを満たす延命化対策工事になります。

工事対象は、2号、3号炉及びそれらと連動する共通整備及び機械設備・電気計装設備・土木建築設備になります。なお、1号炉と粗大ごみ処理施設は今回の工事の対象外として、今後の定期修理で対応をします。工事期間は、通常どおりのごみ処理を行いながら、一時的な機器類の停止を含め計画的に進めるため、平成27年度から29年度末までの3カ年を予定しています。

予算額は、性能保証が条件となる本工事の場合、プラント機器類の性能知識や経験、技術力が不可欠となり、整備する内容によって工事費が大きく変化してしまうことや、3年間の長期契約、物価変動も考慮した上で、施工監理業務と基幹的設備改良工事を合わせて、税込額22億9,724万5,000円になります。

工事期間中は、関係法令、騒音、振動、臭気などの公害防止協定を遵守するよう指導します。また、ごみクレーンやコンピューターなどの更新をする際には、10日間以上焼却炉を停止すると、ごみピット貯留量が限界になることが予想されますので、計画的な工事工程を協議し短期間での工事を行えるよう指導します。しかし、工事の進捗状況により、受け入れ日数の制限なども発生する可能性も考えられますので、構成市町と連携を密にした上で、地区住民への周知等を徹底し対処していきます。なお、ごみの外部委託は想定していません。

次に、性能保証ですが、工事終了後に引き渡し性能試験を実施し、プラント全体で発注仕様を満たしているか確認の上、引き渡しを受けます。なお、保証期間は、正式引き渡し後1年間ですが、受注者の故意または重大な過失による瑕疵期間は10年間と想定しています。

続いて、延命化工事のスケジュールですが、平成27年度は受注メーカーによる実施設計図書を組合で承認後に、メーカーにおいて機器の製造期間となりますので、機器類の納品はありません。平成28年度は2号焼却炉、

廃熱ボイラー、送風機などの共通設備やごみクレーン、自動制御システムの工事です。平成29年度は、3号炉の吸塵装置、廃熱ボイラー、送風機類、各種ポンプ、自動制御システムの残り工事を経て、性能試験を行う予定です。平成30年度からは、延命措置を施したプラントとして本格稼働を予定しています。

次に予算関係ですが、工事が3カ年の事業であることから継続費で計上します。なお、今年度は予算計上していません。平成28年度に、全体額の約60%分、平成29年度は残り40%分を計上します。

次に、延命化に関する住民への説明会について報告します。8月1日、中央駅北地区連絡会から、8月2日、組合主催で地区管内の住民を対象として説明会を実施しました。どちらの説明会でも延命化対策に関する反対の意見はなく、参加された方には理解をいただいたものと考えています。

次に、契約事務について、8月4日付で一般財団法人日本環境衛生センターと施工監理業務委託契約を締結しています。これは一般競争入札に参加するメーカーから提出された見積もりや設計図書の内容が工事発注仕様内容に適合されているかの審査を行うために、工事発注前段階で契約したものです。

また、入札執行後、落札者との契約につきましては、議会案件契約となることから、10月15日の定例議会上程する予定です。

**【質疑応答】**

|       |  |
|-------|--|
| [乙委員] | 施設整備検討委員会も地域振興策検討委員会も、地元の委員というのが、吉田区から2名、松崎区から1名というようになっているのですが、松崎区の1名が、まだ委員として出ていない。何か理由があるのでしょうか。  |
| [甲委員] | 松崎区からの委員の選出については、当初に周辺町内会ということで依頼文は出していましたが、いまだ選出がない状況です。その背景には、今年1月に、次期施設の吉田地区の候補地決定に伴い、反対の意見を松崎区からいただいております。反対をしている立場上、委員選出の協議がまとまらないということで、現在に至っています。<br>ただ、反対していることに関して、少しずつでも理解をいただけるよう進捗を図っていかうということで、自治会長、町内会長と何度か協議や検討委員会の状況について、資料の回覧をお願いしています。また、周辺町内会との意見交換会も開催していますので、その際、いただいた意見を勘案しながら、お願いしていきます。これから委員会では本格的な審議に入りますので、現段階で協議がある程度まとまっているようならば、早目に選出をお願いしたいと働きかけをしています。 |
| [乙委員] | 例えばアクセス道路は松崎区を通る工事になる可能性もあるので、吉田地区だけが賛成で、周りが反対だということ、次期施設の実現性が延びると心配しているのですが、組合としては松崎区からの参加についてどのような見解でしょうか。   |
| [甲委員] | 反対意見については、清掃工場自体からの環境悪化というのが出ています。現在の清掃工場の性能的な要素、現在稼働している内容等も踏まえ、環境に影響するような施設ではないということ、機会があるたびに松崎区に説明をしておき、一時の反対的な文書はいただいたときよりも軟化はしていると考えています。できれば吉田地区だけではなく、松崎区も協調して一緒になり、事業を進めていきたいというスタンスはもっています。   |
| [乙委員] | 延命化工事について、B案を採用することによって、国からの交付金は工事費の2分の1であると説明をしていますが、工事費の23億円というのは、交付金を2分の1削減した後の金額ですか。   |
| [甲委員] | 概算額の約23億円は工事費の総額です。その内、交付金対象となる設備と対象にならない設備がありますので、交付金は交付金対象となる設備の金額の2分の1が国から交付されます。   |
| [乙委員] | B案は、稼働期間の保証期間が10年限定で、延命化工事が平成29年度で終了し平成30年度から運用が始まり、平成40年度まで稼働になっているので、次期施設が10年後に稼働予定で保証期間の10年と合致しますが、次期施設が予定通り稼働しなかったら、1、2年延びることになります。その間、保証なしで運転することになりますが、それでも構わないということですか。本来そのことを勧告すれば、A案を採択した方がよいというように考えるのですがいかがですか。   |
| [甲委員] | 保証期間は瑕疵期間のことでよろしいですか。瑕疵期間は、A案、B案それぞれ10年です。   |
| [乙委員] | 次期施設の稼働が、例えば平成41年度にずれ込んでしまったら、1年間は保証なしで運転することになるのですか。  |
| [甲委員] | 保証期間は1年間、瑕疵期間として10年間を想定しています。その1年の保証期間を定期修理などで、どんどん延ばしていくという考え方になります。  |
| [乙委員] | 2号炉、3号炉を延命化工事の対象にすると説明がありましたが、工事中に2炉同時に停止し、延命化工事をしない1号炉のみが稼働をするというような状況になった場合、1号炉だけでは処理しきれないごみの量なので、安定した焼却処理ができるのでしょうか。  |

|       |  |
|-------|--|
| [甲委員] | 工事を行う際、2号炉や3号炉を1年間とめて工事を行うことはないので、更新する設備により、工事の期間だけ停止、また運転をするということを行います。1号炉だけの運転というのはなく、各炉の定期修理も行いますので、定期修理と組み合わせ、その都度運転をする炉を工夫しながら延命化工事も並行して行っていくといった形を予定しています。   |
| [乙委員] | ごみの焼却分量というのは、大体1日120トンから130トンですが、3号炉で100トン処理できるといっても、3号炉だけでは処理できないので、必ず2炉運転ということを前提に、延命化工事をしていかなければならないと思います。それは、担保されているのでしょうか。  |
| [甲委員] | 炉を全部停止する場合は、まず2炉運転をして、ごみピット内のごみの量を減らします。その後、全部停止や1炉運転に移行する予定です。今後、ごみの操業計画を組む予定です。  |
| [乙委員] | 単純に考えると、1号炉は、延命化工事の対象外で、延命化工事しても意味がないという設備のように感じますが、そのような1号炉で、状況によって1炉運転しかできないという場合もあり、綱渡的な運転のような感じがしますが、その点は大丈夫でしょうか。   |
| [甲委員] | 1号炉を中心に使いながら、2号炉、3号炉の工事に支障がないよう、ごみの操業計画を組みます。  |
| [乙委員] | 交付金は、概算でどのぐらい見込めるのでしょうか。   |
| [甲委員] | 全体設備の約8割を交付金対象設備と考えています。その8割の設備に対しての2分の1、約9億円を交付金として見込んでいます。   |
| [乙委員] | このプラントは、いろんなライセンスが絡んでいますという説明がありますが、一般的に、今のメーカーの設備を改良するのだから、今のメーカーの設備等を買うしかないのではと考えてしまうのですが、先ほど説明があったように、一般競争入札で業者を決めるというようになっています。常識から考えると、そういう設備であれば、随意契約で今のメーカーと契約を結ぶというのが妥当ではないか考えるのですがいかがですか。           |
| [甲委員] | まず、入札制度ですが、基本的には地方自治法に基づいた制度になります。契約に関しては入札というのは競争等の原理からも原則となります。そのような入札に適さないものということで、特異的に随意契約が認められていますが、施設を作った業者でしか改良工事ができないのではないかとというのは、あくまで臆測ですから、プラントメーカー全体で参加を促すよう競争原理を持ち込みたいと考えていますので一般競争入札を行うということです。 |

### 議題（3）【印西クリーンセンター周辺臭気について】

印西クリーンセンター臭気濃度測定につきましては、先ほど操業状況の報告でもありましたとおり、平成27年度は前年度までの状況を踏まえて、煙突出口の排ガス測定を1回追加し、例年より早く6月5日に実施しました。今回は3号炉の排ガス測定になります。結果については、1回目が40、午後の2回目が79という状況です。

続いて周辺臭気に関するモニタリングについて、平成26年9月から平成27年7月までの実施状況です。前回環境委員会では5月まで報告していますので、今回は6月と7月の報告をします。ただし、7月の南側地区の1地点で報告書が9月4日に届いたので、今回の報告には含まれていません。次回の環境委員会で報告します。

それでは、7月までの報告になりますが、におい有りは、印西クリーンセンターの北側地区では54回、南側地区では、1回の合計55回になります。11カ月間のモニタリングで、北側地区では風向きにかかわらず燃焼臭のようなにおいが確認されています。なお、においが確認された日において、周辺住民の方の問い合わせや情報提供、また、関係機関への通報等はありません。

南側地区では、北側地区に対して、印西クリーンセンターから風下側に当たる時間帯が多い状況ですが、モニタリングでにおいが確認されたことはありません。なお、昨年9月に周辺住民の方から1件問い合わせがありましたが、その後はありません。また、9月4日に受領した7月の報告書ではにおいが3回ほど確認されています。

今後の対応等ですが、においに関する問い合わせは、引続き連絡をとれる体制を継続していきます。また、焼却前のごみの攪拌を十分にいき、常に完全燃焼を心がけ、臭いの軽減対策に努めます。

今回、臭気の調査を、6月5日に公益社団法人におい・かおり環境協会に業務委託をして実施しました。報告書を添付しました。これは印西クリーンセンター周辺臭気の実態把握のため、印西クリーンセンター及びその周辺1.5キロメートルの範囲について、臭気判定士による臭気環境調査です。実施日は、1号炉と3号炉の2炉運転中でした。調査の内容ですが、印西クリーンセンター排ガスの臭気の質や強さについて臭気判定をしました。また、印西クリーンセンター周辺1.5キロメートル範囲内の臭気や強さ、漂う頻度等の臭気判定をしました。さらに、周辺臭気のマッピング、印西クリーンセンター排ガス臭気との関係を調査しました。

それでは、印西クリーンセンター周辺臭気調査業務委託報告書について簡単に説明します。今回の調査では、測定地点における臭気強度と臭質及び頻度を3名の調査員が判定し記録しています。また同時に、風向、風速、

温度、湿度も測定しています。各地点では1分間の定点観測で評価しています。なお、対象臭気については、印西クリーンセンター排ガスの臭質が塩素を薄めたようなすっとしたにおいになります。また、対象臭気とは違うにおいについて、非対象臭気ということで、それぞれ明記しています。

印西クリーンセンター外周の3地点と、それから周辺の24地点では、対象臭気、煙突臭を薄めたにおいというものは感じられません。非対象臭気については、草木のにおいや、自動車排気ガス臭、ごみ臭、酸臭、その他ということで、いろんなにおいが感じ取られています。

今回の調査では印西クリーンセンターの煙突から排出される原因臭を確認し、その臭質を確認した上で、印西クリーンセンター周辺の臭気の実態把握を行っております。その結果として、対象臭気については印西クリーンセンターの周辺では感知していません。一方、非対象のにおいについては、移動発生源である自動車排気ガス臭や固定発生源の草木のにおいが主に感じ取られています。測定ポイントでは焦げ臭が感じられていますが、印西クリーンセンターの排出ガスについては、焦げ臭ではなく塩素臭を薄めたにおいということで、発生源は別にあるものと思われます。しかし、場所の特定までは、今回の調査では至っていません。以上の調査結果から、今回の調査の条件下では、印西クリーンセンターの煙突から排出される臭気の影響は確認できませんでした。周辺臭気調査については以上です。

周辺臭気モニタリングについては、本年度の8月までの実績により、昨年から年間を通した周辺臭気の状態が確認され当初の目標は達成できたと考えています。モニタリングの今後について、次回12月の環境委員会で確認したいと考えています。

**【質疑応答】**

|       |   |
|-------|---|
| [乙委員] | 煙突から出る煙のにおいはしなかったけれども、その他のにおいの中にごみ臭、酸臭というのか、酸っぱいにおいが周辺でもあったということですが、このごみ臭というのは、結局クリーンセンターからにおいがしているのではないかと一般的には思ってしまうのですが、そこはどう判定していますか。                |
| [甲委員] | 測定は10時から15時までの間で調査を実施しています。状況としては、ごみの収集をする時間帯で、まだ収集車両が通行していましたが、においの発生源が収集車のにおいであるか、そうでないにおいは特定できません。また、今回の調査では発生源まで調査対象にしていませんので、どこからのにおいなのか検証はしていません。 |

**議題（4）【印西クリーンセンターの緊急時対応マニュアルについて】**

印西クリーンセンター緊急対応マニュアルについて、前回の環境委員会で説明をしましたが、その中で変更がありますので、変更箇所のみ説明します。

初めに、用語の解説として事故の区分を定めています。まず、軽度は、地震等のアクシデントがあっても、日々の運転に問題がなく引き続き運転継続できる場合です。中度は、損傷があるものの、簡単な修理及び予備機器にてどうにか運転継続できる場合です。最後に、重度は、損傷が激しく運転継続が困難な場合ということで、説明書きを加えています。

次に、具体的な対応として例を挙げますと、地震発生時の対応では、運転委託側の操作と組合側の対応を分け、組合側の対応を網かけにしました。地震が発生し工場の運転が難しくなった場合、フロー図の網かけ部分内に入り、組合はフロー図に沿って修理の手配などをとります。なお、その際には、事故の経過、報告、届出を行います。また、中度及び重度の事故の場合は、届出の義務として事故状況、対処方法を環境委員会に報告しなければならないということを加えています。

次に、ガス漏洩・薬品流出・その他異常時の対応の中で、「特定化学物質等取扱者」から「特定化学物質作業主任者」に変更しています。

次に、事故別対応指示者ですが、ガス漏洩、有毒ガス等発生、薬品等流出、これも前回は「特定化学物質等取扱者」になっていましたが、「特定化学物質作業主任者」と変更しました。

最後に、教育訓練の強化の責任者について、前回は保安規定に基づく教育訓練と、資格取得に基づく教育訓練で、BT主任と標記をしていましたが、正式な名称の「ボイラー・タービン主任」に変更しました。

**【質疑応答】**

|       |  |
|-------|--|
| [乙委員] | 前回の環境委員会で誤りを指摘した7月分で訂正された分をホームページに載せ、最終版は8月ということになりますが、8月分でも間違っている箇所があります。その訂正をした分は9月分としてホームページに掲載されるのでしょうか。 |
| [甲委員] | 今回説明した内容でホームページへは8月版として掲載をしています。今回指摘のあった箇所を変更し、9月版をホームページへ掲載します。   |

5. その他【自治会側から事前に提出された「平成27年度第2回環境員会議題」について

○「環境委員会だより」の件、委員数の変更について

- (1) 組合職員数が8名から7名に変更された理由は？
- (2) 桜台地区の数の変更の理由は？
- (3) 35. 桜台12番街自治会を追加した理由は？

上記の変更は通知や説明がなく行われていると思うが、なぜそうなるのか？

【回答】

平成27年度の環境委員については、例年どおり第1回環境委員会の冒頭で説明し委員名簿の提出をもって確認されているものと認識しています。それを踏まえて、ホームページの「環境委員会だより」を更新したものです。

- (1) 平成27年度組合職員配置による変更です。
- (2) 平成27年度の自治会数に変更したものです。
- (3) 平成27年度第1回環境委員会で説明したとおり「桜台12番街自治会との協定締結（別紙「写し」添付）」によるものです。本件は、6月15日（月）の代表者会議で確認しています

|       |  |
|-------|--|
| [乙委員] | 桜台12番街自治会を追加したということが第1回会議の議事録には記載がありません。 |
| [甲委員] | 今回の議事録に、桜台12番街自治会が協定に加わったという旨を記録します。     |

○スプレー缶回収について

スプレー缶回収に関しては、組合ホームページで、「カセット式ガスボンベ⇒ガスを抜いて、穴をあけてください。⇒燃やさないごみへ。（スプレー缶、アウトドア用のガスボンベ、充填用ガスライターのボンベも同様です。）」とある。スプレー缶に関しては、排出時の穴開け作業による火災等の事故を防ぐため、「穴開け不要へ」転換相次ぐ＝スプレー缶回収、やまぬ事故として報道されている。

その記事に、「環境省は2009年から『住民が穴開けしない方向が望ましい』と自治体に呼び掛けており、6月に文書で改めて注意を促した。」という記載がある。

- (1) 「環境省は、2009年から「住民が穴開けをしない方向が望ましい」と自治体によびかけており」とあるが、呼びかけを受領しているか？
- (2) また、「6月に文書で改めて注意を促した」は受領しているか？
- (3) 受け入れ基準の変更を検討したか？

【回答】

- (1) 受領していません。千葉県循環型社会推進課へ確認したところ、環境省主催の全国廃棄物・リサイクル行政主幹部局長会議の資料として出されているが、市町村及び一部事務組合に文書（通知）を出したのは今回がはじめて、とのことでした。
- (2) 6月30日に受領しました。平成27年6月29日付け、循社第383号通知（千葉県環境生活部循環型社会推進課長より）
- (3) 排出者（住民）及び収集運搬から中間処理過程における事故防止・安全確保を最優先に、費用面も考慮して「穴開け不要」へ変更に向けて関係者と協議を始めました。住民の皆様へは、広報紙・ホームページによりお知らせしていきます。

|       |   |
|-------|---|
| [乙委員] | スプレー缶の穴開けについては、スプレー缶に穴をあけたとき、可燃性ガスが吹き出して、近くの火気に着火し爆発や燃焼で死者も出ているという事故が毎年起きているので、自治体によっては、穴あけしなくてもいいと聞いています。これについて、今、構成市町と検討するという悠長なことを言っていますが、生命にかかわる事故が起きているのであれば、まず組合の広報紙とかで、何か注意書きをするべきではないですか。 |
| [甲委員] | 受け入れ基準の変更等については、住民の方や収集運搬、中間処理など、それぞれの過程で、事故防止、安全確保が大事なので、スプレー缶の穴開けが不要で住民が排出できる形への変更を検討しています。   |
| [乙委員] | 収集車の事故は、燃やすごみの中にスプレー缶が混入した場合ですよね。   |
| [甲委員] | スプレー缶の混入による火災事故は、ごみの収集過程で収集車の事故や、工場内で破碎機の事故がありました。<br>印西地区では現状の出し方をお願いしていますが、住民が出される際の安全確保という意味で、ホームページ等への掲載を検討しています。   |
| [乙委員] | 回答の中で関係者は何を指していますか。   |
| [甲委員] | 関係者とは、組合、構成市町、収集運搬業者、中間処理業者やクリーンセンターの業務委託業者です。  |

|       |                     |
|-------|---------------------|
| [乙委員] | 検討の結論はいつ出ますか。       |
| [甲委員] | できるだけ早くということ考えています。 |

[事務局] それでは、以上をもちまして平成27年度第2回環境委員会を閉会いたします。  
本日はお忙しい中ありがとうございました。